

苫小牧市環境審議会の概要

1 設置根拠

- 苫小牧市環境基本条例第 25 条（市長の附属機関）
- 苫小牧市環境審議会規則

2 役割

- 苫小牧市環境基本計画の策定・変更、苫小牧市環境施策及び環境保全に関する基本的事項等についての調査審議・答申（市長の諮問による）
- 本計画全般に関する意見・提案
- 本計画の目標・指標の達成具合、各種取組項目の進捗状況の点検

3 組織

- 委員定数 ～ 20 人以内
- 委員構成 ～ 学識経験者、市民、事業者、民間団体

4 運営

- 会長及び副会長 ～ 各 1 名選出
- 会長 ～ 会務総理、会議招集・議長
- 副会長 ～ 会長補佐、職務代理
- 会議開催 ～ 出席委員が半数以上で成立
- 会議議事 ～ 出席委員の過半数で承認（可否同数の際は議長が決する）
- 庶務 ～ 苫小牧市環境衛生部環境保全課

5 委員任期

- 2 年（令和 3 年 3 月 31 日まで）

※補欠委員の任期は前任者の残任期間とする